京都府電気工事工業協同組合　組合員の皆さまへ

２０２３年度

エース工具補償制度

仕事で使う大切な工具の保険です

自社で所有されている工具類の損害を補償します！

※この補償制度は、団体契約の「エース組立補償制度」または「エース工事賠償責任補償制度」に加入いただいている組合員が対象です。　「エース組立補償制度」または「エース工事賠償責任補償制度」加入されていない場合は、この機会に合わせての加入を検討ください。

保険の対象物の例

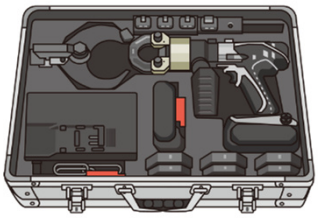

電動圧着器

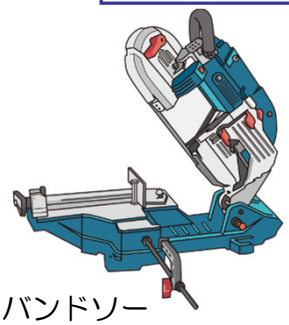

バンドソー

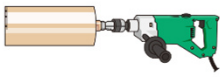

ダイアモンドコアドリル

インパクトドライバー

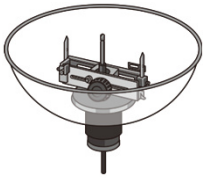

ダウンライトカッター

絶縁抵抗計

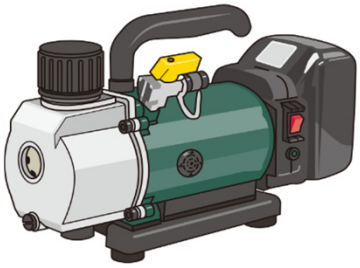

充電式真空ポンプ

検電器

火災などによる焼失事故

盗難事故

破損事故

車に積んであった道具類が
自動車事故で破損

保険の正式名称	動産総合保険　（京都府電気工事工業協同組合用新価保険特約条項セット）
保険期間	２０２３年１２月 １日午後4時から ２０２４年１２月 １日午後4時までの１年間 （中途加入の場合、加入日から上記保険期間終了日まで）
書類締切日	２０２３年１１月 １０日（金）※中途加入は毎月受付をしています。
ご加入方法	必ずこの資料をお読みいただきお申込みいただきますようお願いします。 ☑ 「加入依頼書」と「保険加入に関する同意書」をご記入いただき、返信用封筒で組合事務局までお送りください。 ☑ 保険料払込方法は一括払です。書類到着後保険料をご案内します。
書類提出先	京都府電気工事工業協同組合（事務局　TEL：０７５－６９２－１２３４）
保険契約者	京都府電気工事工業協同組合
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社

※「エース工具補償制度」は動産総合保険を京都府電気工事工業協同組合が損保ジャパンと契約する団体保険制度です。

1．エース工具補償制度の特長

この保険は、保管中・運送中を問わず、皆さまの工具に生じた偶然な事故による損害が保険金のお支払いの対象となります。

対象となる事故	日本国内で、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、車両の衝突事故、その他外来の偶然な事故による損害など
保険の目的	組合員の皆さんが所有する電動工具などの機械工具類 、コンプレッサなどの電動道具、発電機、測量機、小型機械、バッテリー、充電器などの付属品 ※対象とならないもの・・・部品や材料、重機類（ショベルカーやユンボなど）、大型の発電機など
★新価保険特約★	保険の対象と同一用途の物に復旧した場合に、再調達価額※を基準に保険金を支払います。 ※「再調達価額」とは、現時点で全て買い替えた場合にかかる費用です。 （再調達価額＝新価＝市場価額） （注）再調達価額として認定するには「修理が完了したこと、再取得したことが確認できる資料」が必要です。

2．保険金をお支払いする事故例

●作業場が火災により工具が焼失した。

●自動車の中に置いてあった電動工具が盗られた。
※盗難事故の場合、警察への届出が必要です。

●運転中に衝突・接触により、車に積んであった道具類が破損した。など

3．年間保険料　　保険期間１年間、一括払、日本国内のみ補償

保険期間　2023年１２月１日午後４時から2024年１２月１日午後４時までの１年間

保険金額	30万円	50万円	70万円	100万円
保険料 （一括払）	13,500円	22,500円	31,500円	45,000円

保険金額の決め方について

●保険金額は、ご契約時の保険の対象物の価額（現在、所有されている電動機械工具類を、現時点で全て買い替えた場合にかかる費用）に合わせて設定してください。（再調達価額＝新価＝市場価額）

●保険の対象の価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払いの対象となりません。
　なお、保険の対象の価額を超える部分についてはご契約を取り消すことが出来る場合があります。
●保険金額が保険価額に満たない場合は、事故の際に損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。

4．お支払いする保険金

【損害保険金】

損害保険金は、損害発生時の再調達価額を基準として、次の式に従って保険金をお支払いします。
（支払限度額が適用されます。）

保険金 ＝ 損害額 × 縮小てん補割合 90%

□　損害額は全損の場合は再調達価額を基準とし、分損の場合は、事故発生直前の状態に戻す為に必要な修繕費を基準に決定されます。
□　損害保険金計算の基礎となる保険価額は、損害が発生した時およびその場所における保険の目的を再調達するための価額（再調達価額）です。
□　保険金額が保険価額よりも低い場合：損害保険金＝（損害額）×（保険金額／保険価額）

4．お支払いする保険金（つづき）

【臨時費用保険金】

以下の事故により損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%（ただし、1事故につき300万円限度）を臨時費用保険金としてお支払いします。

●火災、落雷、破裂・爆発　●風災、雹（ひょう）災、雪災
●外部からの物体の飛来・衝突　●水濡れ　●騒擾（そうじょう）・集団行動　等
（※）盗難による事故・上記によらない偶然な事故の場合は、お支払いの対象となりません。

【残存物取片付づけ費用保険金】

残存物取片付づけ費用保険金（清掃費用等の後片付づけ費用）として、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。

（ご注意）①上記以外の費用保険金のお支払いの対象となる場合があります。また、ご契約方法によっては、上記のお支払いする保険金と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
②類似の他の保険契約または共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

【修理付帯費用保険金】

火災、落雷、破裂または爆発により保険の目的（保険の対象）が損害を受けた結果、復旧にあたり損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用を、1回の事故につき、1敷地内（損害が生じた保険の目的（保険の対象）の所在する敷地内）ごとにこの保険契約の保険金額×30%（保険金額を超えるときは保険価額とします。）または1,000万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。 ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫敷 地内である保険の目的(保険の対象)は除きます。

5．保険金をお支払いできない主な場合

① 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、騒じょう、労働争議中の暴力行為やその他の違法行為または秩序の混乱により生じた損害
③ 官公庁による差押さえ、徴発、没収または破壊により生じた損害（ただし、火災の延焼防止のために行われる場合は保険金をお支払いします。）
④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
⑤ 核燃料物質による有害な特性などによる損害
⑥ 残材の調査の際発見された紛失または不足の損害
⑦ 保険の目的の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用
⑧ 保険の目的の性質またはその自然の消耗（さび・スケールなどを含みます）、劣化による損害
⑨ 完成期限または納期の遅延、その他の債務不履行による損害
⑩ 風、雨、雹（ひょう）もしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
⑪ テロ行為またはテロ行為の結果として生じた損害（日本国内において行われる工事は、保険金額が１０億円以上の場合にかぎります。）　など

6．加入資格

「加入対象者」および「記名被保険者」は京都府電気工事工業協同組合の組合員さまにかぎります。
エース組立補償制度またはエース工事賠償責任補償制度にご加入の組合員さまにかぎります。

7．被保険者（保険の補償を受けられる方）

京都府電気工事工業協同組合の組合員さまにかぎります。

8．加入申込方法

◆ 同封の**「加入依頼書」**にご記入のうえ、事務局までお送りください。
事務局に到着次第払込みいただく保険料および保険料の払込方法につきましてご案内します。
事務局締切：2023年11月10日（金）

ご注意

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の最低保険料（注）は1,000円となります。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
⑤質権が設定されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範 囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

（1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

（2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)加入依頼書の被保険者、保険の目的、他の保険契約等の各欄に記載の事項および危険に関する重要な事項としては損保ジャパンが提出を求めた工事関係資料等に記載の事項をいいます。

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

（2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

（3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

（4）重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

（１）事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
（２）保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、罹災証明書、盗難届出証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など　など
③	保険価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書、復旧通知書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債券額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書　など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（注１）事故の内容または損害の程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注２）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

（３）前期（２）の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期 を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
（４）保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110

＜受付時間＞
平日/午後5時～翌日午前9時　土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ〕 0570－022808＜通話料有料＞
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

問い合わせ先

【 組合事務局 】
京都府電気工事工業協同組合　パソコン・スマートフォンから→https://kyo-denkyo.or.jp/
〒601-8034　京都市南区東九条南河辺町3
TEL　075-692-1234 ：FAX　075-692-1233 （受付時間 ：平日の午前9時から午後5時まで）

【 取扱代理店 】
有限会社ライフエース　担当：倉田・井上　パソコン・スマートフォンから→　https://kyo-denkyo.or.jp/pages/93/
〒601-8034　京都市南区東九条南河辺町3
TEL　075-692-1230 ：FAX　075-692-1233 （受付時間 ：平日の午前9時から午後5時まで）

【 引受保険会社 】
損害保険ジャパン株式会社　関西企業営業部京都企業営業課
〒604-8152　京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671
TEL　075-252-8030 ：FAX　075-223-2317 （受付時間 ：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ23-07315　2023.09.08）